

－ 補正情報 －

書籍「出る順社労士」シリーズ 2020年版 出る順社労士 選択式徹底対策問題集

(2020/5/11 現在)

2020年版 出る順社労士 選択式徹底対策問題集におきまして不適切な記載及び法改正により変更となった記載がありましたので、次のとおり補正させていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご訂正のうえ同書をご利用いただきますよう宜しくお願い致します。

- ・ 2020/ 1/10 更新分… p.1
- ・ 2020/ 3/ 6 更新分… p.2
- ・ 2020/ 4/ 3 更新分… p.3
- ・ 2020/ 5/11 更新分… p.4

【2020/1/10 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P373 保健関係の一括 (3) 解答	⑩有期事業 ⑰申請 ⑥認可 ②同一人 ⑪事業の種類	<input type="checkbox"/> A → ⑩有期事業 <input type="checkbox"/> B → ⑰申請 <input type="checkbox"/> C → ⑥認可 <input type="checkbox"/> D → ②同一人 <input type="checkbox"/> E → ⑪事業の種類

【2020/3/6 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P60 適用除外 問題2 10行目	・・・, 休日及び C に 関する規定は, ・・・	・・・, 休日及び E に 関する規定は, ・・・
訂正	P106 安全衛生管理体制(1) 問題2 3行目	・・・, 産業医は, 次に掲 げる者(1)及び(2)にあっ ては, 事業場の運営につ いて利害関係を有しない 者を除く)以外の者のう ちから選任することとさ れている。	・・・, 産業医は, 次に掲 げる者((1)及び(2)にあ っては, 事業場の運営に ついて利害関係を有しな い者を除く)以外の者の うちから選任することと されている。
訂正	P107 安全衛生管理体制(1) 問題2解説 3行目	・・・, 産業医は, 次に掲 げる者(1)及び(2)にあっ ては, 事業場の運営につ いて利害関係を有しない 者を除く)以外の者のう ちから選任することとさ れている。	・・・, 産業医は, 次に掲 げる者((1)及び(2)にあ っては, 事業場の運営に ついて利害関係を有しな い者を除く)以外の者の うちから選任することと されている。
訂正	P123 POINT 3行目	・・・, あらかじめ, <u>厚生 労働大臣</u> t の許可を受け なければならない。	・・・, あらかじめ, <u>厚生 労働大臣</u> の許可を受けな なければならない。

【2020/4/3 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P468 職業能力開発促進法 問題 2 2 行目	・・・, その <u> B </u> の確保について, ・・・	・・・, その <u> A </u> の確保について, ・・・
訂正	P529 標準報酬月額 (4) 解説	※記載内容に誤りはないが、問題の解答に当たる部分が下線・赤字になっていないので、蛍光ペン等で目印をつけていただくことを推奨いたします。 2 行目: <u> 100 分の 1.5 </u> 3 行目: <u> 9 月 1 日 </u> 7 行目: <u> 100 分の 0.5 </u> 8 行目: <u> 厚生労働大臣 </u> 9 行目: <u> 社会保障審議会 </u>	
訂正	P690 死亡一時金 問題 1 2 行目	・・・, 死亡日の前日において死亡日の属する <u> A </u> までの <u> A </u> としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数, ・・・	・・・, 死亡日の前日において死亡日の属する <u> A </u> までの <u> B </u> としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数, ・・・
訂正	P722 国民年金基金連合会 問題 2 2 行目	・・・, <u> A </u> を受けなければならない。	・・・, <u> B </u> を受けなければならない。
訂正	P722 国民年金基金連合会 問題 2 4 行目	・・・, <u> A </u> する事業	・・・, <u> C </u> する事業

【2020/5/11 更新分】

	訂正箇所	訂正前	訂正後
法改正に伴う補正	P96 雑則(5)・罰則 問題1 1行目	1. 労働基準法の規定による賃金(<u> A </u> を除く) ,	1. 労働基準法の規定による賃金(<u> A </u> を除く) <u> の請求権は3年間,</u>
法改正に伴う補正	P244 総則(1) 問題1 3行目 , 労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより, , 労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合 <u> 及び労働者が子を養育するための休業をした場合 </u> に必要な給付を行うことにより,

以上